

奈良教育大学附属幼稚園保育料の免除に関する規則

平成20年7月25日
制 定

改正 平成22年 3月26日規則第32号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成27年 7月29日規則第39号

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 免除（第2条～第6条）
- 第3章 徴収猶予（第7条～第11条）
- 第4章 免除委員会（第12条～第14条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学附属学校運営規則（平成20年規則第40号、以下「運営規則」という。）第42条の規定に基づき、奈良教育大学附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）における保育料の免除又は徴収猶予の取扱いについて、他に特別な定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 免除

（免除の範囲）

第2条 保育料の免除は、附属幼稚園に在園する者で、次の各号の一に該当する特別な事情により、保育料の納付が著しく困難であると認められる場合とする。

- 一 経済的理由による場合
- 二 第5条第2項に定める保育料の各期ごとの納期前6カ月以内（新入園者に対する入園した日の属する期分の免除に係る場合は入園前1年以内）に学資負担者が死亡した場合
- 三 園児若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 四 前号に準じる場合で、学長がやむを得ない事情があると認める理由がある場合
- 五 死亡又は行方不明のため除籍した場合
- 六 保育料の滞納を理由として除籍した場合
- 七 休園を許可した場合

（免除の額等）

第3条 保育料の免除の額及びその免除の対象となる期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前条第1項第一号に該当する場合は、各期分の保育料についてその全額又は半額とする。
- 二 前条第1項第二号、第三号及び第四号に該当する場合は、当該事由発生の翌期に納付すべき保育料の全額又は半額とする。ただし、当該事由発生の時期が当該期の保育料の納付期限以前であり、当該者が当該期分の保育料を納付していない場合においては、当該期に納付すべき保育料の全額又は半額とする。
- 三 前条第1項第五号及び第六号に該当する場合は、未納の保育料の全額とする。
- 四 前条第1項第七号に該当する場合は、月割計算による休学当月の翌月（休園する日が月の初日に当たるときは、その月）から復園当日の前月までの保育料の全額とする。ただし、すでに納付した保育料についてはこの限りでない。

2 保育料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

(免除の申請手続)

第4条 保育料の免除を受けようとする者は、指定の期日までに申請書に次の各号に掲げる書類を、附属幼稚園長（以下「園長」という。）を経て学長に提出しなければならない。

ただし、風水害等の災害を受けたとき又はその他この期日により難い事情のあるときは、この限りではない。

一 第2条第1項第一号に該当する場合は、市区町村長が発行する所得証明書、その他学長が必要と認める書類

二 第2条第1項第二号、第三号及び第四号に該当する場合は、死亡を証明する書類又は風水害等の被害程度を認定し得る証明書、その他学長が必要と認める書類

三 第2条第1項第五号に該当する場合は、死亡を証明する書類又は警察署長の証明書、その他学長が必要と認める書類

四 第2条第1項第七号に該当する場合は、学長が必要と認める書類

2 保育料の免除を申請した者の保育料は、指定した期日まで徴収を猶予する。

(免除の許可等)

第5条 保育料の免除は、各期ごとの保育料の納付期限内の指定した日までに受理した免除の申請に基づき、附属幼稚園保育料免除委員会（以下「免除委員会」という。）で審査のうえ学長に上申し、学長が免除を許可する。

2 保育料の免除の取り扱いは、年度を次の2期に分けた区分によるものとし、免除の許可は当該限りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 家計等の判定基準については、学長が別に定める。

(免除許可の取り消し)

第6条 前条第1項の規定により保育料の免除を許可された者が、次の各号の一に該当する場合は、免除委員会で審査のうえ学長に上申し、学長が免除の許可を取り消す。

一 免除の理由が消滅した場合

二 免除の申請について虚偽の事実が判明した場合

2 前項により保育料の免除の許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ速やかに保育料を納付しなければならない。

一 免除理由の消滅により許可を取り消された場合は、理由の消滅した日の属する月から月割計算による額

二 申請について虚偽の事実が判明した場合は、その期の保育料の全額

第3章 徴収猶予

(徴収猶予の範囲)

第7条 保育料の徴収猶予は、附属幼稚園に在園する者で次の各号の一に該当する特別な事情により、納付期限までに保育料の納付が困難であると認められる場合とする。

一 経済的理由による場合

二 園児若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

三 前号に準じる場合で、学長がやむを得ない事情があると認める理由がある場合

四 園児が行方不明の場合

(徴収猶予の期限及び納付額)

第8条 保育料の徴収猶予の期限及び納付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 延納の場合は、前期分は9月末日までに、後期分は3月末日までに納付すること。
- 二 月割分納の場合は、毎月末日まで（当該月が全日休業にわたる場合は当該月の前月に、また月の中途から休業日が始まる場合は休業日の前日まで。）に保育料年額の1/2分の1の額を納付すること。

（徴収猶予の申請手続）

第9条 保育料の徴収猶予の許可を受けようとする者（本人が行方不明の場合は学資負担者）は、指定の期日までに申請書に次の各号に掲げる書類を、園長を経て学長に提出しなければならない。

- 一 第7条第一号に該当する場合は、市区町村長が発行する所得証明書
 - 二 第7条第二号に該当する場合は、風水害等の被害程度を認定し得る証明書
 - 三 第7条第三号に該当する場合は、学長が必要と認める書類
 - 四 第7条第四号に該当する場合は、警察署長の証明書
- 2 保育料の免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者は、告知された日から起算して14日以内に保育料の徴収猶予を申請することができる。この場合、前項各号に規定する書類の再提出を要しない。
- 3 保育料の徴収猶予を申請した者の保育料は、指定した期日まで保育料の徴収を猶予する。

（徴収猶予の選考、許可）

第10条 保育料の徴収猶予は、各期ごとの保育料の納付期限内の指定した日までに受理した免除の申請に基づき、免除委員会で審査のうえ学長に上申し、学長が免除を許可する。

- 2 保育料の徴収猶予の取り扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、保育料の徴収猶予の許可は当該限りとする。
- 3 家計等の判定基準については、学長が別に定める。

（徴収猶予許可の取り消し）

第11条 前条第1項の規定により保育料の徴収猶予を許可された者が、次の各号の一に該当する場合は、免除委員会で審査のうえ学長に上申し、学長が免除の許可を取り消す。

- 一 徴収猶予の理由が消滅した場合
 - 二 徴収猶予の申請について虚偽の事実が判明した場合
- 2 前項により保育料の徴収猶予の許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ速やかに未納の保育料を納付しなければならない。
- 一 前項第一号に該当する場合は、理由の消滅した日の属する月から月割計算による額
 - 二 前項第二号に該当する場合は、その期の保育料の全額

第4章 免除委員会

（免除委員会）

第12条 保育料の免除及び徴収猶予等を選考するため、免除委員会を置く。

- 2 免除委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 園長
 - 二 附属幼稚園副園長
 - 三 附属幼稚園教務主任
 - 四 総務課長
 - 五 その他、学長が必要と認めた職員

（委員長）

第13条 免除委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、園長をもって充てる。

(事務)

第14条 附属幼稚園保育料の免除に関する事務は、総務課がこれを処理する。

附 則

この規則は、平成20年7月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年規則第32号)

この規則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。